

第3章 実施計画

基本目標Ⅰ ■ 男女（みんな）が認め合い、尊重しあえるまちづくり

基本目標Ⅱ ■ 男女（みんな）があらゆる分野で輝けるまちづくり

基本目標Ⅲ ■ 男女（みんな）が元気でいきいきと働けるまちづくり

基本目標Ⅳ ■ 男女（みんな）が健康で安心して暮らせるまちづくり

基本目標Ⅰ ■ 男女（みんな）が認め合い、尊重しあえるまちづくり

「男女（みんな）が認め合い、尊重しあえるまちづくり」にあたっては以下に示す3項目が主要課題となっています。

●主要課題

1. 男女共同参画の意識づくり
2. 男女共同参画を推進する教育・学習の充実
3. 男女間におけるあらゆる暴力の根絶

「できることからやってみよう！」市民・事業者の皆さんの取組

- 男女共同参画について、正しく理解しましょう。
- 講演会や研修会等に参加し、人権尊重の意識を高めましょう。
- 性別による固定的なイメージや役割分担意識を持たないようにしましょう。
- 各種研修会等に積極的に参加し、男女共同参画に対する意識を高めましょう。
- 家庭や地域、職場に人の生き方の選択や個性・能力を発揮する機会を狭めているような慣行や制度がないか見直してみましょう。
- 自らが男女共同参画に関する情報を理解し、適切に利用する能力を身につけましょう。
- 学校で学んだ男女共同参画の意識、行動を家庭でも活かしましょう。
- 性・暴力表現を扱ったポスター等から青少年を保護するため、環境浄化に努めましょう。
- あらゆる暴力が人権侵害であることを認識しましょう。
- 感謝の気持ちを大切に、「ありがとう」ときちんと言葉で表現しましょう。

主要課題1 男女共同参画の意識づくり

男女共同参画社会の実現を阻害している大きな要因は、長い時間をかけてつくられた社会制度や慣行、性別による固定的な役割分担意識※です。

そこで、広く市民に対し、男女共同参画に関する認識を深めていただくとともに、性別により固定的に役割を決める考え方を是正するための啓発が必要です。

また、あらゆる社会の制度や慣行についても、男女共同参画の視点を反映させることにより、性別等にとらわれず、様々な分野に参画できる環境をつくり、誰もがいきいきと暮らせる男女共同参画社会の実現に努めます。

※ 性別による固定的役割分担意識

「男はこうあるべき」「女はこうあるべき」という社会通念をもとにした男女の区別。「男は仕事、責任感がある」「女は家事・育児、優しくて細やか」などの見方により、固定的に役割を決める考え方のことを言います。

施策の方向1 男女共同参画に関する意識啓発

No.	具体的事業	事業概要	担当課
1	広報紙・情報紙等による情報提供	広報もりや、情報紙「あんだんて」、市ホームページを活用し、男女共同参画に関する意識啓発と情報を提供する。	市民協働推進課
2	男女共同参画に関する啓発図書・ビデオ等の整備	男女共同参画啓発図書・ビデオ等の充実に努める。	中央図書館
3	男女共同参画に関する市職員研修の実施	市職員の男女共同参画に関する正しい理解と意識の高揚を図るために必要な情報及び研修の機会を提供する。	総務課
4	男女共同参画に関する市管理職研修の実施	男女共同参画に関する正しい理解と意識の高揚を図るため、市管理職を対象に研修を実施する。	総務課
5	男女共同参画推進協力組織の設置	市と市民との協働による地域に根ざした男女共同参画の推進を図るために市民主体の推進組織を設置する。	市民協働推進課

施策の方向2 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し

No.	具体的事業	事業概要	担当課
6	男女共同参画推進条例の周知	多くの市民に「守谷市男女共同参画推進条例」を知ってもらうために周知を図る。	市民協働推進課

No.	具体的事業	事業概要	担当課
7	男女共同参画社会の実現を阻害する社会制度・慣習の是正のための意識啓発	男女共同参画社会の実現を阻害する社会制度や慣習について把握し、是正のための意識啓発を図る。	市民協働推進課
8	ぱーとなーしっぷフォーラムの開催	男女共同参画についての市民の理解を深めるため、男女共同参画推進月間にフォーラムを開催する。	市民協働推進課
9	ハーモニーセミナーの実施	男女ともに多様な生き方を選択し、性別による固定的役割分担意識を是正できるよう学習機会を提供する。	市民協働推進課

施策の方向3 広報活動、刊行物における表現の徹底

No.	具体的事業	事業概要	担当課
10	市広報紙、刊行物における人権を尊重した表現の配慮	広報もりや等の広報紙及び刊行物において、男女の人権を尊重した適切な表現を行うよう配慮する。	秘書課
11	市ホームページにおける人権を尊重した表現の推進	市ホームページにおいて、男女の人権に配慮した情報を発信するよう努める。	企画課

主要課題2 男女共同参画を推進する教育・学習の充実

未来を担う子どもたちは、性別の違いにかかわらず、男女が平等な社会で生きる権利があります。

学校教育においては、男女平等の意識づくりが不可欠であり、発達段階に応じて、男女の身体的な違いや特性を踏まえたうえで、個性を尊重した教育の充実を図ることが重要です。

社会情勢の変化により、社会生活に必要な学習や生きがいとしての趣味や教養等の学習意欲が高まり、生涯学習の重要性が増しています。一人ひとりが充実した生活を送るために、多様な活動を主体的に行えるような学習環境の整備が必要です。

また、家庭内の男女のあり方は、子どもの男女平等意識の形成に大きな役割を果たします。家庭においても、性別にとらわれず、家族みんなで家庭生活に関する責任を担うとともに、子どもがのびのびと自分らしさを発揮できるような教育を実践することが重要です。

施策の方向1 学校等における男女共同参画を推進する教育・学習の充実

No.	具体的事業	事業概要	担当課
12	道德教育を通した男女平等教育の実施	道德の授業を通して「男女仲よく協力し合い、助け合う」「男女は互いに異性についての理解を深め、相手の人権を尊重する」意識を育む。	指導室
13	総合的な学習の時間を通した人権教育の実施	総合的な学習において、あらゆる分野からゲストティーチャーを迎え入れる支援をする。	指導室
14	学校行事、学級活動における男女平等教育の実施	児童会活動や生徒会活動、学級活動を通して、男女の協力、エンカウンター※などにより互いの良さを発見する。	指導室
15	家庭科教育を通した家族や子育ての学習の実施	家庭科教育を通して、家族や子育てについての学習を実施する。	指導室
16	技術・家庭科の男女共修による生活能力の充実	性別による固定的役割分担意識を持つことがないよう、木工作業、調理実習、裁縫などの作品製作を実施し、生活能力を高める。	指導室
17	健全な食生活を実現するための食育の推進	健全な食生活を実現するための能力を養成するための講義や指導、調理実習、体験学習等を行う。	指導室 児童福祉課 保健センター 学校給食センター
18	情報を主体的に読み解き、自ら発信する能力（メディア・リテラシー）教育の実施	メディアとの関わりが不可欠な現代社会において、メディアを通じてコミュニケーションを図る能力を身に付ける。	指導室

※ エンカウンター

本音を表現し合い、それを互いに認め合う体験のことです。この体験が、自分や他者への気づきを深めさせ、人とともに生きる喜びや、わが道を力強く歩む勇気をもたらすと言われています。

人間関係が希薄な現代人は、自然にエンカウンターする機会がもちにくくなっていることから、現在、学校では学級活動の中で多く取り入れられています。

施策の方向2 家庭における男女共同参画を推進する教育・学習の充実

No.	具体的事業	事業概要	担当課
19	子育てハンドブックの作成・配布	母子健康手帳交付時に、子育てハンドブックを配布し、家庭における子育ての情報提供をする。	児童福祉課
20	両親学級の実施	妊婦とその家族を対象とした妊娠・出産・育児に関する講義や実習を行い、パートナーとの関係を見つめ直し、尊重し合うことの大切さや夫婦の協力について考えるきっかけづくりをする。	保健センター
21	家庭教育学級の実施	幼稚園・保育所（園）から中学校まで連携した子育て支援や家庭教育に関する学習会を実施する。	生涯学習課
1 再	広報紙・情報紙等による情報提供	広報もりや、情報紙「あんだんて」、市ホームページを活用し、男女共同参画に関する意識と情報を提供する。	市民協働推進課

施策の方向3 生涯学習における男女共同参画を推進する教育・学習の充実

No.	具体的事業	事業概要	担当課
22	生涯学習推進フェスティバルの開催	市民の自由参加のもと、市内で行われている学習活動などを通じて、生涯学習の輪を広げることを目的に開催する。	生涯学習課
23	地区公民館運営協力員企画による講座の実施	地区公民館事業に関する企画・立案をし、地域にあった公民館事業の展開を図る。	生涯学習課
24	もりや生き生きリーダーバンクの設置	青少年活動や料理、語学、人形劇、スポーツなど多様な指導者を登録し、利用者に応じた指導を行う。	生涯学習課
9 再	ハーモニーセミナーの実施	男女ともに多様な生き方を選択し、性別による固定的役割分担意識を是正できるよう学習機会を提供する。	市民協働推進課

主要課題3 男女間におけるあらゆる暴力の根絶

男女がお互いの人権を尊重することは、男女共同参画社会を実現するための基礎となるものです。しかし、性別や年齢、障害の有無、国籍の違いなどを理由とする差別的な取り扱いや配偶者・パートナーからの暴力（ドメスティック・バイオレンス ※）、セクシュアル・ハラスメントなどの権利侵害はさまざまなところに存在しています。

また、「何を言っても無視する」、「物事がうまくいかないと八つ当たりされる」など、身体への暴力以外の行為もドメスティック・バイオレンスとなることを意識していない場合も多いことから、ドメスティック・バイオレンスの定義を正しく理解するための意識啓発を推進するとともに、男女が互いの人権を尊重し合い対等な関係が築けるよう、男女間のあらゆる暴力の根絶に向けた取組や、相談体制の整備に努めます。

※ ドメスティック・バイオレンス（DV）

配偶者・パートナーからの身体的暴力（殴る、蹴るなど）のほか、精神的暴力（言葉で脅迫する、無視する）、性的暴力（性的関係の強要など）、経済的暴力（生活費を家に入れないなど）、社会的暴力（人付き合いを制限、携帯電話のチェックなど）の行為を指します。

「守谷市男女共同参画推進条例」においては、DVの定義にこれらの行為に付随して生じる乳幼児・高齢者への暴力的な行為を加えています。

施策の方向1 ドメスティック・バイオレンス（DV）の防止対策の推進

No.	具体的事業	事業概要	担当課
25	DV防止に関する啓発活動の実施	配偶者等に対する暴力が犯罪であることの社会的認識を徹底する。	市民協働推進課
26	DVの未然防止のための情報提供	DVに関する理解を深め、未然防止を図るため、広報紙やホームページによる情報提供を行う。	市民協働推進課 児童福祉課
27	被害者の住民票等の交付制限	警察等で被害者に対して支援が必要と認められた場合、加害者への住民票交付を制限する。	総合窓口課

施策の方向2 セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進

No.	具体的事業	事業概要	担当課
1 再	広報紙・情報紙等による情報提供	広報もりや、情報紙「あんだんて」、市ホームページを活用し、男女共同参画に関する意識と情報を提供する。	市民協働推進課

No.	具体的事業	事業概要	担当課
28	事業所等に対するセクシュアル・ハラスメント防止の普及啓発	市内事業所等に対して、セクシュアル・ハラスメント防止に関する情報提供を行うとともに、周知徹底の方策を検討する。	経済課 市民協働推進課

施策の方向3 相談体制の整備

No.	具体的事業	事業概要	担当課
29	男女間における暴力に関する相談窓口設置に関する調査研究	DV、セクシュアル・ハラスメント等に関し、人権尊重を第一に考えた相談窓口の設置について調査研究、検討を行う。	市民協働推進課
30	DV被害者支援ネットワーク機能の整備	警察署、県配偶者暴力相談支援センター、近隣市町村、庁内関係課との連携を密にし、被害者支援を図る機能を整備する。	市民協働推進課
31	相談業務に携わる市職員研修の実施	問題解決に向けて、質の高い相談や情報を提供できるよう、相談業務に携わる市職員研修を実施する。	総務課